

○国立研究開発法人水産研究・教育機構動物実験規程

平成18年6月1日付け18水研本第 613号
改正 平成21年4月1日付け20水研本第1610号
改正 平成23年4月1日付け23水研本第30401054号
改正 平成25年4月1日付け24水研本第50322001号
改正 平成27年4月1日付け26水研本第70325001号
改正 平成28年4月1日付け28水機本第80401014号

(目的)

第1条 この規程は、農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針（18農会第307号。以下「農林水産省基本指針」という。）に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）において動物実験等を計画し実施する際に遵守すべき事項を示し、もって科学的妥当性の観点及び動物愛護の観点とを両立させ、適正な実験の実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を試験研究、検査、教育又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等のため飼養又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 実験責任者 動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(動物実験委員会)

第3条 この規程の適正な運用を図り、動物実験等の計画、実施結果等に関して審査、指導及び助言等を行うため、動物実験等を実施する研究所、開発調査センター及び水産大学校（以下「研究所等」という。）に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関して必要な事項は別に定める。

(教育訓練等の実施)

第4条 研究所等の長（水産大学校にあっては理事（水産大学校代表））は、動物実験責任者及び実験実施者等に対し次に掲げる教育訓練を実施する。

- (1) 関連法令及び農林水産省基本指針に関する事項
- (2) 実験動物の取扱いに関する事項

- (3) 安全確保に関する事項
- (4) 施設等の利用に関する事項

(動物実験計画)

第5条 実験責任者は、動物実験等を実施する場合は、動物実験計画書（様式1）を委員会に提出し、委員会の審査、指導、助言等を受ける。なお、年度を超えて実験を行う場合は、毎年度当初にあらためて計画書を提出する。その際、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物実験等に代わりうる方法をとること等により、実験動物を適切に利用すること。
- (2) 動物実験等をその目的に必要な最小限度にとどめるために、目的に適した実験動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼育条件等を考慮すること。

(実験計画の承認・報告)

第6条 研究所等の長は、委員会の審査を踏まえ、適切であると認められるときは、動物実験計画を承認する。

- 2 研究所等の長は、承認された動物実験計画について、動物実験計画書（様式1）に準じた様式により、理事長へ報告する。

(実験動物の検収及び飼養管理等)

第7条 実験責任者は、実験動物の検収、飼養管理等に際し、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 実験動物の発注条件、実験動物の状態、輸送方法等を確認すること。
- (2) 実験動物導入時から不要時に至る期間にわたって、実験動物を観察し、適切な給餌、給水等の飼養管理を行うこと。
- (3) 飼養環境等の汚染等により実験動物が傷害を受けることのないよう飼養設備等を保持し、必要に応じ予防・治療等を行って、健康保持に配慮すること。

(実験操作)

第8条 実験責任者は、動物実験等の操作にあたり、以下の事項に配慮しなければならない。必要な場合には、動物実験委員会等の指導、助言を求めるものとする。

- (1) 実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔薬の投与等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないこと。
- (2) 物理的又は化学的に危険な物質、病原体又は遺伝子組換え生物等を扱う動物実験等においては、人や実験動物の安全を確保するとともに、これらの取扱いに係る法令等を遵守すること。

- (3) 前号の動物実験等において実験施設等の維持管理及び周囲の汚染防止について適切な処置を施すこと。

(実験終了後の処置)

- 第9条 実験責任者は、動物実験等を終了し、又は中断したときは、実験動物を殺処分またはその他の方法により適切に処置しなければならない。
- 2 実験責任者は、殺処分により処置する時は、致死量以上の麻酔薬の速やかな投与等により、実験動物にできる限り苦痛を与えないよう配慮するものとする。
- 3 実験責任者は、人の健康および生活環境を損なうことのないよう、実験動物の死体を適切に処理しなければならない。

(記録及び実施報告・点検)

- 第10条 実験責任者は、動物実験等の操作に関し、動物実験記録書(様式2)により動物実験等の記録を行い、実験を終了し、又は中断した後、あるいは年度を超えて実験を継続実施する場合においても年度ごとに、委員会に報告する。
- 2 委員会は、実験等の実施状況について点検し、必要に応じてより適正な実施のための助言等を行うとともに、研究所等の長へ報告する。
- 3 研究所等の長は、年度ごとに実施された動物実験等の記録及び委員会の助言等により農林水産省基本指針との適合性を点検し、動物実験記録書(様式2)及び動物実験等に関する報告(様式3)により、理事長へ報告する。

(情報公開及び外部意見聴取)

- 第11条 理事長は、機構における動物実験等に関する情報を、毎年1回、ホームページ等の適切な方法により公開するとともに、農林水産省基本指針との適合性について、機構機関評価委員会等において外部委員等の意見を聞くこととする。

(その他)

- 第12条 動物実験等を別の機関に委託する場合には、委託する責任者等は、委託先において、農林水産省基本指針又はこれと同等以上の基準を定めた他省庁の定める動物実験等の指針に基づき、動物実験等が適正に実施されるよう努めるものとする。
- 2 この規程の適用対象としない動物を用いた機構における実験等についても、農林水産省基本指針の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

(安全委員会規則制定・実施移行期間中における取り扱い)

2 研究所等において動物実験委員会規則を定め、委員会を開催するまでの期間において、動物実験等を実施する必要がある場合には、農林水産省基本指針及びこの規程の定めるところにより実施するものとする。

附 則〔平成21年4月1日付け20水研本第1610号〕

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔平成23年4月1日付け23水研本第30401054号〕

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年4月1日付け24水研本第50322001号〕

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年4月1日付け26水研本第70325001号〕

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年4月1日付け28水機本第80401014号〕

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(様式1)

〇〇年〇月〇日 提出

〇〇研究所動物実験委員会 委員長殿

〇〇年度動物実験計画書

国立研究開発法人水産研究・教育機構動物実験規程第5条に基づき、下記のとおり動物実験計画書を提出します。

新規・継続	承認実験番号：	G長印	部・課長印
実験責任者	所属 氏名 印		
実験担当者	所属 氏名		
研究課題名			
実験内容			
実験期間	開始予定： 〇〇年〇月〇日	終了予定： 〇〇年〇月〇日	
供試動物 数及び根拠	種類： 自家繁殖・購入 () 年齢又は体重： 数：実験群 匹 ・対照群 匹 総数 匹 供試数が最小である根拠：		
動物実験を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 代替手段がない <input type="checkbox"/> 代替手段では精度が不十分 <input type="checkbox"/> その他：		
実施場所・ 飼育形態	実施場所：		
	<input type="checkbox"/> 水槽：(大きさ・容量・材質等を記載) <input type="checkbox"/> ケージ：(大きさ・容量・材質等を記載) 飼料等：		
	水温・温度：温調の有・無 (期間中の予想水温・温度 ~ °C)		
実験の種類	<input type="checkbox"/> 飼育・繁殖 <input type="checkbox"/> 抗体作成 (抗原： アジュバント： 投与方法：) <input type="checkbox"/> 毒性試験 (投与物： 投与方法：)		

	<input type="checkbox"/> 生理試験（投与物： _____ 投与法： _____） <input type="checkbox"/> その他： _____
実験のカテゴリー	<input type="checkbox"/> ほとんど苦痛を与えない <input type="checkbox"/> 小さなストレス又は短期間の小さな痛みを伴う <input type="checkbox"/> かなりのストレス又は痛みを伴う <input type="checkbox"/> 無処理（無麻酔等）では耐容限界に近い、またはそれ以上の痛みを与える
苦痛の軽減・排除の方法	<input type="checkbox"/> 麻酔 <input type="checkbox"/> その他の方法： _____ _____
実験終了後の処置	<input type="checkbox"/> 安楽死（ <input type="checkbox"/> 麻酔 <input type="checkbox"/> その他： _____） <input type="checkbox"/> その他： _____

動物実験委員会記入欄

<input type="checkbox"/> 上記実験は適正である。 <input type="checkbox"/> 次の点について改善等が必要である。 _____ _____
〇〇年〇月〇日 〇〇研究所動物実験委員会 委員長 _____ 印

研究所等の長承認欄

<input type="checkbox"/> 上記実験を承認する。 承認実験番号： _____ <input type="checkbox"/> 次の理由により承認しない。 _____ _____
〇〇年〇月〇日 〇〇所長 _____ 印

(様式2)

〇〇年〇月〇日 提出

〇〇研究所動物実験委員会 委員長殿

〇〇年度動物実験記録書

国立研究開発法人水産研究・教育機構動物実験規程第10条第1項に基づき、下記のとおり動物実験記録書を提出します。

新規・継続	承認実験番号：	G長印	部・課長印
実験責任者	所属 氏名 印		
実験担当者	所属 氏名		
研究課題名			
実験内容			
実験期間	開始： 〇〇年〇月〇日	終了(予定)： 〇〇年〇月〇日	
供試動物 数及び根拠	種類： 自家繁殖・購入 () 年齢又は体重： 数：実験群 匹 ・対照群 匹 総数 匹 処分数： 匹		
実施場所・ 飼育形態	実施場所： 飼育(大きさ・容量・材質等を記載) 飼料等： 水温・温度：期間中の水温・温度 ~ °C		
実施方法	(飼養状況・薬物等の投与・試料の採取等)		
苦痛の軽減 ・排除の方法	(麻酔・保定等の方法・状況等)		
実験終了後 の処置	(安楽死の方法・動物死体の処置等)		

備考	(安全管理や予期せぬ状況など特記事項等)

動物実験委員会記入欄

<input type="checkbox"/> 特に改善等の必要なし <input type="checkbox"/> 次の点について改善等を行うこと。

〇〇年〇月〇日 〇〇研究所動物実験委員会 委員長 印

研究所等の長確認欄

指示等特記事項

〇〇年〇月〇日 〇〇所長 印

(様式3)

平成 年度 動物実験等に関する報告

研究所

項 目	報 告 内 容
1 動物実験等の実施状況	
(1) 実施件数	当該年度の実験件数の合計 件
(2) 使用動物種	当該年度の実験に使用した全動物種名
(3) 関係研究課題数	当該年度の全実験課題数 課題
(4) 実験課題	課題を順次記載 ① ② ③
2 点検・評価結果	
(1) 所内規程の制定	
(2) 動物実験委員会の設置状況・構成	
(3) 動物実験等の実施状況	
(4) 教育訓練等の実施	
(5) 実験動物の飼養等	
(6) 総合評価	